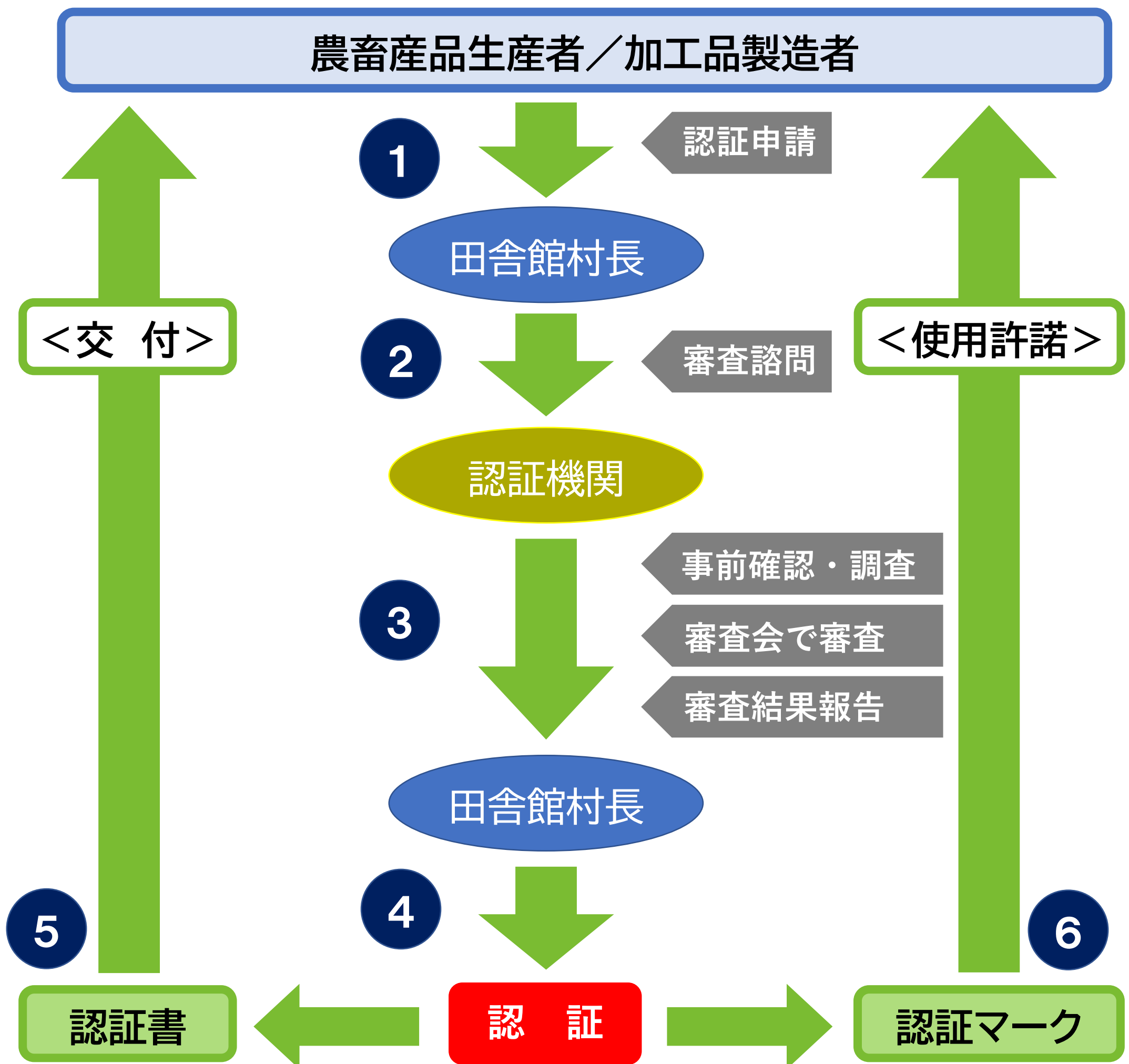


1. 「田舎館ブランド認証制度」の目的

田舎館村で生産された優れた製品の情報発信、販売促進、関係事業者間の連携強化の推進、田舎館村のイメージの向上を図り、地域経済の活性化に資することを目的としています。

2. 「田舎館ブランド認証制度」申請時のイメージ

◆ 申請から認証までは、次の①～⑥の手順で進められます。



3. 申請対象者

本村に住所（事業所の場合は主たる事業所の所在地）を有している生産者又は事業者の方々が対象となります。

4. 申請対象産品

申請対象となる生産者又は事業者が販売する食品、工芸品、生産する農産物が対象となります。

5. 申請方法

- ◆ 認証を受けようとする生産者又は事業者は、所定の申請書に必要事項を記入し、関係書類、必要に応じて申請品の現物を添えて、田舎館村企画観光課に提出してください。
- ◆ 申請書は田舎館村企画観光課に用意しております。
また、田舎館村ホームページからもダウンロードできます。

田舎館村ホームページ URL
<http://www.vill.inakadate.lg.jp/>

- ◆ 認証にあたっては、申請の都度審査会を実施しますが、年間4回を限度とします。
- ◆ 申請品について、味付け等軽微な違いについては、1品として認証します。

6. 「田舎館ブランド認証制度」の認証基準

申請品を田舎館ブランド産品として認証することができるかは、以下の認証基準により判定します。

1) 田舎館らしさ

- ◆ 村内で生産又は製造された産品であるか
- ◆ 歴史、経緯等の地域に根ざした物語性や話題性があるか
- ◆ 生産や製造技術、原材料、利用材料等において、田舎館村へのこだわりが認められるか

2) 品質・安心・安全

- ◆ 生産又は製造から販売まで一定の基準を定めているか
- ◆ 材料等の使用状況について、明確な記録を行っている産品であるか

3) 優位性・独自性

- ◆ 規格、形状、賞味、利便性等の商品特性に優位性や独自性があるか

4) 市場性・認知性

- ◆ 消費者や取引先に対して、積極的に広報宣伝活動を行っているか
- ◆ 過去に受賞歴や表彰歴があるか
- ◆ 販売実績が明確であるか

5) その他

- ◆ 産品を通じた事業展開において、田舎館村のイメージアップにつながる計画や取組み、企画の提案等があるか
- ◆ ブランド化への意欲があり、田舎館ブランドの普及や認知度の向上、また、他の事業者等への波及効果が期待できるか

7. 審査の方法

田舎館ブランド認証制度では、認証基準に基づく「事前確認」と「審査会での審査」によって申請品の認証の適否を決定します。

1) 事前確認

申請者からの申請内容について、協議会事務局が事前に、書類の確認、必要に応じて生産者や事業者へのヒアリング、生産又は製造現場の現地調査を行います。

2) 審査会での審査

田舎館村むらおこし推進協議会による審査会を実施します。

委員等は、認証基準に基づき申請品の評価・採点を行い、その合計点や、田舎館ブランドとしてのふさわしさを総合的に判断して最終的に認証の適否を決定します。

なお、認証を受けた認証品の有効期限は、認証を受けた日から3年を経過した日の属する年度の末日までです。

8. 認証されたら

- ◆ 申請品が認証品として認証を受けた生産者又は事業者は、村長より「認証書」を交付します。
- ◆ 認証を受けた生産者又は事業者は、認証品の流通、販売で本村が定める「認証マーク」を表示することができます。
認証マークは、認証品の容器包装をはじめ、宣伝・広告媒体や、販売促進物等にも表示することができます。認証マークの使用、又、認証マークのシールの配布は無償ですが、シールの貼り付けや印刷表示に要する費用は生産者又は事業者が負うものとします。
- ◆ 店舗に掲示する認証書を配布し、認証品の販売店にのぼりやパンフレットを配布します。
- ◆ 認証品は、「田舎館ブランド認証制度」ホームページで紹介し、内容は随時更新されます。
- ◆ 各種イベントにおいて、認証品を紹介するパンフレット、のぼりなどを利用したPRを行います。

- ◆ 本村の関連施設などに認証品を紹介するパンフレットを置いてPRを行います。

9. 認証のメリット

田舎館ブランドとして認証を受けた認証品は、本村のお墨付きをもらった『地域特産品』であり、次のようなメリットが生まれます。

- ◆ 認証マークは、「田舎館ブランド」としての称号となります。
- ◆ 他の商品との違い、認証品に込めた生産者の想いをきちんとアピールできます。また、他の生産者の生産意欲を高めることにもつながります。
- ◆ 品質や安全・安心への感度が高い消費者からの支持が得られやすくなります。
- ◆ 指定買いなどによるリピーターの獲得につながります。
- ◆ 付加価値が加わり販売価格設定の幅が広がります。
- ◆ 認証品としての様々な情報発信は、大きな宣伝効果を生みます。

10. 申請上の注意事項

- ◆ 申請書類の返却はいたしません。
- ◆ 申請から認証の適否の決定までにおいて、費用は発生しません。
- ◆ 申請書類の内容や、現地調査並びに審査会を通して協議会や協議会事務局が取得した内容については、認証審査以外の目的に使用したり、第三者に開示したりすることはありません。
ただし、機密事項、ノウハウ、営業上の秘密等として法的な保護が必要な事項については、申請者の責任において予めその旨を申請書類に記入する等の対応をしてください。

11. 申請・問い合わせ先

「田舎館村企画観光課商工観光係」

〒036-1113

南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123番地1

TEL: 0172-58-2111 (内線242)

FAX: 0172-58-4751